

八幡市休業要請対象事業者支援給付金 支給要項

I 概要

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、京都府は「新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置」(以下「緊急事態措置」という。)を令和2年4月17日に公表し、施設の休止及び営業時間の短縮(以下「休止等」という。)の要請や協力依頼(以下「要請等」という。)を行いました。

要請等の対象となる施設(以下「対象施設」という。対象施設は別表1を参照。)を運営されている方で、要請等に全面的に協力し、「京都府休業要請対象事業者支援給付金」の支給決定を受けた法人又は事業主に対して、「八幡市休業要請対象事業者支援給付金」(以下「支援給付金」という。)を支給します。

支給額 **中小企業・団体 20万円 個人事業主 10万円**

* 上記金額は1施設あたりの支給額です。八幡市内の複数施設で休止等の対応をされた場合は、施設ごとに支給します。なお、「中小企業・団体」は別表2に定める者とします。また、支援給付金の支給は、1施設につき1度となります。

II 支給要件

支援給付金は、次の全ての要件を満たす者(以下「申請者」という。)に支給します。

1. 八幡市内に事業所を有する中小企業・団体(範囲は別表2を参照。)及び個人事業主で、「京都府休業要請対象事業者支援給付金」の支給決定を受けた者
2. 緊急事態措置を実施する以前(令和2年4月17日(金)以前)に開業した対象施設に関して、必要な許可等を取得の上、当該施設を運営している者
3. 緊急事態措置の全ての期間(令和2年4月18日(土)から令和2年5月6日(水))のうち、遅くとも令和2年4月25日(土)午前0時から令和2年5月6日(水)まで連続して、要請等に応じ休止等の対応を行った者
4. 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者

また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者

III 申請の要否と支給の決定

1. 京都府への申請の際に、休止等の対応を行った施設として八幡市内の施設で申請し、休止等の対応を行った施設が八幡市内に1カ所のみの法人又は事業主

→ 申請者の負担軽減の観点から、八幡市への申請は不要です。京都府への申請は必要です。

京都府への「京都府休業要請対象事業者支援給付金」の申請をもって、八幡市に申請があったものとみなします。京都府の支給決定後に、京都府から提供される情報を基に八幡市の支給を決定し、指定口座に支払います。

2. 京都府への給付金の申請の際に、休止等の対応を行った施設として、八幡市外の施設で申請、又は八幡市内の複数の施設で休止等の対応を行った法人又は事業主

→ 八幡市への申請が必要です。京都府の支給決定後に申請してください。

「京都府休業要請対象事業者支援給付金」の支給が決定されている必要があります。京都府から発送される支給決定の通知の写しを添付してください。

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、支援給付金の支給を決定し、指定口座に支払います。

3. 支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を発送します。審査の結果、支給要件を満たさず、不支給とすることを決定したときは、不支給に関する通知を発送します。

IV 申請手続等 ※京都府に八幡市外の施設で申請した場合や八幡市内の複数の施設で休止等の対応を行った場合のみ

1. 受付期間

令和 2 年 5 月 25 日(月)から令和 2 年 8 月 31 日(月)まで

2. 申請方法

簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により、下記宛て郵送してください。

(宛先) 〒614-8501 八幡市八幡園内 75 八幡市役所 商工観光課

8 月 31 日(月)までの消印有効、封筒裏面には差出人の住所・氏名をご記載ください。原則、持参による受付、対面での説明は行いません。ご不明な点は電話でお問い合わせください。

3. 申請書類

別表3に定める申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類は返却しません。なお、振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、当該法人の口座に限ります。

V その他

1. 支援給付金の支給決定後、支給要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合、また、京都府の支援給付金の支給決定が取り消された場合は、支援給付金の支給決定を取り消します。この場合、八幡市に支援給付金を返還していただきます。
2. 支援給付金支出事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、八幡市は、対象施設の休止等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
3. 要請等に応じて休止等の協力をされた事業者として、申請書に記載された施設名称(店舗名等)を八幡市のホームページでご紹介させていただくことがあります。

VI 本支援給付金に関するお問い合わせ先

八幡市商工観光課 電話:075-983-2853

(別表1)対象施設一覧(別紙施設コード一覧を参照願います)

1 施設の使用停止を要請する施設 及び 施設の使用停止について協力を依頼する施設
遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、漫画喫茶、射的場、インターネットカフェ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、場外馬(車・舟)券場、劇場等(劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場)、集会・展示施設(集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール)、運動・遊技施設(体育館、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツクラブ、ホットヨガ・ヨガスタジオ、ゴルフ練習場(※1)、バッティング練習場(※1)、陸上競技場(※1,※2)、野球場(※1,※2)、テニスコート(※1,※2)、弓道場(※1)、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地)、文教施設(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校)、大学・学習塾等(大学、専門学校、高等専修学校、専修学校・各種学校、日本語学校・外国語学校、インターナショナルスクール、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室)、博物館等(博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園)、ホテル又は旅館(ホテル(集会の用に供する部分に限る)、旅館(集会の用に供する部分に限る))、商業施設(ペットショップ(ペットフード売場を除く)、ペット美容室(トリミング)、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場(戸建て、マンション)、古物商(質屋を除く)、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ・レンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物店、旅行代理店(店舗)、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつ毛エクステンション、スーパー銭湯、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋・フォトスタジオ、美術品販売、展望室)
※1:屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする ※2:屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については使用停止の要請の対象
2 営業時間について、午前 5 時から午後 8 時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜 7 時までとすることを要請する施設(宅配・テイクアウトを除く)
食事提供施設(飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋)

(別表2) 中小企業・団体の範囲

1 中小企業	
① 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社 (次の業種ごとの要件のいずれかを満たす者)	
業種	要件
サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下 ・ 常時使用する従業員の数が 100 人以下
小売業(飲食店を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下 ・ 常時使用する従業員の数が 50 人以下
その他の業種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下 ・ 常時使用する従業員の数が 300 人以下
② 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合	
2 団体(常時使用する従業員の数が 100 人以下のものに限る。)	
一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、 社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人等	

(別表3) 申請書類一覧

No.	書 類	
1	八幡市休業要請対象事業者支援給付金申請書(八幡市様式1)	<input type="checkbox"/>
2	支払口座振替依頼書(八幡市様式2) ※口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏等)	<input type="checkbox"/>
3	申請する施設で緊急事態措置以前から営業活動を行っていたことが確認できる書類 以下の①～③の全ての書類が必要となります。 ① 休業前直近の月締め帳簿など営業実態がわかる資料(写し) ② 施設の外観(社名や店舗名入り)及び内観の写真、パンフレット等 ③ 施設の営業に必要な許可等を取得していることがわかる資料(写し) 【例】飲食店営業許可証、風俗営業許可証等	<input type="checkbox"/>
4	申請する施設の休業等の状況がわかる書類 (1)休業(旅館、ホテルにおいては宴会の用に供する部分の使用停止を含む)の状況がわかる書類 (2)営業・酒類の提供時間の短縮の状況がわかる書類(食事提供施設において営業時間の短縮をされた場合) ※通常時の営業・酒類の提供時間及び短縮後の時間の両方が確認できる書類を提出ください。 【例】休業や営業時間短縮を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM等の写し(写真も可)	<input type="checkbox"/>
5	誓約書(八幡市様式3)	<input type="checkbox"/>
6	京都府が発行した支払通知書(写し)	<input type="checkbox"/>